

横手市議会定例会

令和2年度

教育行政方針

令和2年3月
横手市教育委員会

目 次

1. はじめに
2. 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実
 - (1) 教育指導の充実について
 - (2) 不登校適応対策といじめの根絶について
 - (3) 学校教育の充実について
3. 安全で安心して学べる教育環境の整備
 - (1) 教育環境の整備について
 - (2) 安全で充実した学校給食の提供について
4. 元気なまちを築く生涯スポーツの促進
 - (1) スポーツによる健康づくりについて
 - (2) 東京^{ニ－ゼロニ－ゼロ}2020オリンピック・パラリンピックについて
5. 活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進
 - (1) 生涯学習と社会教育の振興について
 - (2) 芸術文化の振興について
 - (3) 図書館の充実について
6. 横手の伝統文化の継承と再発見
 - (1) 文化的資産の保護と活用について
 - (2) 埋蔵文化財発掘調査事業について
7. おわりに

令和2年横手市議会3月定例会の開会にあたり、令和2年度の教育行政方針につきましてご説明申し上げます。

1. はじめに

横手市教育委員会は、当市における基本目標の一つである「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」の実現に向けて、関係機関との連携を図りながら「学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育む」ための施策を推進してまいります。

以下、その施策として、「横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実」、「安全で安心して学べる教育環境の整備」、「元気なまちを築く生涯スポーツの促進」、「活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進」、「横手の伝統文化の継承と再発見」の五つの視点から、来年度に取り組む事業の概要についてご説明いたします。

2. 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

はじめに、一つ目の視点「横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実」についてご説明いたします。

来年度から小学校、中学校と、新学習指導要領が順次、完全実施となります。大きな変革期を迎えるこれからの教育につきましては、

これまで大切にしてきた「生きる力」の育成を継承しつつ、新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもの育成を目指し、次の三項目を重点に取組みを進めてまいります。

(1) 教育指導の充実について

社会が急速に変化し、予測が困難な時代にあっては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して主体的に課題を解決していくことが求められております。新学習指導要領改訂の柱である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組みの内容及び方向性は、これまで当市で行ってまいりました「言語活動の充実による学力向上推進事業」における授業改善の視点と軌を一にしていると捉えられます。今後も引き続き、言葉の力の育成を基盤としながら、より一層、質の高い学びの実現を目指して授業改善を推進してまいります。

また、令和2年度は、研究指定2年次目に当たる横手北中学校区におきまして公開研究会が開催される予定となっております。公開校区の研究の成果を、市内全小・中学校で共有し、各校の研究推進に活かすとともに、教職員の資質・能力の向上に役立ててまいります。

来年度から本格実施となります5・6年生の「外国語科」及び

3・4年生の「外国語活動」につきましては、引き続き、教育専門監1名と専科教員2名、外国語指導助手（ALT）12名を、計画的に配置いたします。子どもたちにとって専門性が高く、魅力ある授業を構築するとともに、日常の交流の中で異文化理解を促進し、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を目指してまいります。

小学校において必修化となりますプログラミング教育につきましては、横手市教育委員会が作成した「横手市プログラミング教育年間計画」をベースとしながら、各校において教育課程の工夫を図るとともに、教員のICT活用能力の向上を目指した各種研修・講座等を実施してまいります。また、プログラミング教育の推進充実に資する教材として、トイ・ドローン等を教育委員会で整備し、希望する小学校に対し、一定期間貸し出す形で運用してまいります。

（2）不登校適応対策といじめの根絶について

不登校児童生徒の背景には、発達段階に応じた個々の課題や、友人関係、家庭の状況など、複雑多岐にわたる問題が潜んでおります。それら課題の克服、問題解決のためには、子どもの心に寄り添った児童生徒理解に基づき、一人ひとりの実態を正しく把握

することに努める必要があります。不登校適応指導教室「南かがやき」「西かがやき」教室における、個々の状況に応じた教育相談や、きめ細かな支援をより一層充実するとともに、学校及び関係諸機関との連携を密にした対応を大切にまいります。

また、「横手市いじめ防止等対策モデル事業」につきましては、来年度、増田中学校区をモデル推進地区に指定し、小・中合同で、地区の特色を生かした取組みを展開してまいります。

（３）学校教育の充実について

就学前教育・保育の充実を目指し、令和元年度から取り組んでおります「わか杉っ子！育ちと学びステップアップ事業」を来年度も継続してまいります。担当指導主事、教育・保育アドバイザーによる就学前施設への巡回訪問、研修会等を計画的に実施し、教育・保育の質の向上につながる具体的な指導・助言に努めてまいります。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、引き続き横手市幼小接続推進協議会を中心とした連携推進システムを強化するとともに、幼小合同研修会を実施し、相互理解・職員間連携を推進してまいります。

3. 安全で安心して学べる教育環境の整備

続いて、二つ目の視点「安全で安心して学べる教育環境の整備」についてご説明いたします。

来年度は、児童生徒が安全に安心して学べる質の高い教育環境の整備と、学校施設等の適切な配置と管理が行われるよう、次の二項目を重点に、引き続き取組みを進めてまいります。

(1) 教育環境の整備について

①学校統合計画の推進について

令和3年4月に開校する十文字小学校につきましては、令和2年度の完成を目指し工事を進めてまいります。また、令和元年5月に立ち上げました開校準備委員会では、公募しておりました校歌歌詞及び校章の選考を行いました。今後は教育課程やPTAなどに関する調整を行ってまいります。

また、通学路の安全対策につきましては、県道野崎十文字線の歩道改良工事がすでに終了し、国道13号の十文字地区歩道整備が令和2年度中に終了する予定です。その他の通学路につきましても、警察や国・県・市の道路管理者、学校、PTAの代表等からなる「横手市通学路安全推進会議」において、引き続き危険箇所等の把握に努め、その改善に取り組んでまいります。

なお、スクールバス乗車範囲につきましては、これまで十文字地域各小学校のPTAにおいて保護者の皆様にご説明しておりますが、地域や保護者の皆様からのご意見を参考にしながら最終的な範囲を決定してまいります。

②学校施設の長寿命化対策について

令和元年度から継続事業として実施しております旭小学校大規模改修工事につきましては、体育館棟の工事が今月完了いたしました。校舎棟につきましては令和2年8月末の完成を目指し引き続き取り組んでまいります。

③小・中学校におけるICT環境の整備について

令和2年度より順次実施される新学習指導要領において、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられた情報活用能力の育成を図るため、必要な環境の整備と情報手段の適切な活用による学習の充実を図ることが求められております。

令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」により、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備と、児童生徒1人1台端末の整備を推進する「GIGAスクール構想」が示されました。今後、国や県の動向を踏まえ、ネットワーク環境の整備と端末導入について検討してまいります。

（２）安全で充実した学校給食の提供について

学校給食センターにおいて、食の安全を第一に徹底した衛生管理に努め、学校教育活動の一環として、横手市産食材に親しんでもらうために地場産物の使用拡大を図り、旬の食材による郷土食などを統一料理として提供してまいります。また、小児期からの生活習慣病予防のために「減塩献立の日」を実施するなど、食に関する指導を行ってまいります。

４．元気なまちを築く生涯スポーツの促進

続いて、三つ目の視点「元気なまちを築く生涯スポーツの促進」についてご説明いたします。

平成30年度からスタートしている「第6期横手市スポーツ推進計画」の最終年度となることから、実施期間中の成果等を分析し、新しい推進計画の策定を進めながら、次の二項目を重点に取組みを進めてまいります。

（１）スポーツによる健康づくりについて

スポーツは健康で活力に満ちた社会の実現に不可欠なものであります。チャレンジデーなどに代表される市民参加型事業や、関係団体と連携した市民スポーツ大会開催など、スポーツ参加を促進する

取組みの充実により、生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

また、企業スポーツチームや大学のスポーツ部等の合宿への支援などを通して、スポーツ観戦機会の提供やトップ選手との交流や教室などを実施することで、スポーツに関心や興味を持てるよう取り組んでまいります。

(2) ^{ニ-ゼロニ-ゼロ}東京2020オリンピック・パラリンピックについて

今年開催されるスポーツの祭典「東京^{ニ-ゼロニ-ゼロ}2020オリンピック・パラリンピック」は、アスリートにとってのスポーツの祭典としてだけでなく、チャレンジ精神やフェアプレー精神などスポーツの価値を理解したり、海外の文化や社会などの多様性に関する理解を深めたりする貴重な機会となります。6月9日には、聖火リレーのランナーが当市を走行し、聖火の到着を祝うミニ・セレブレーションを実施いたします。

日本でのオリンピック開催と聖火リレーを市民と共に祝福し、スポーツに対する関心とオリンピック開催の機運を醸成してまいります。

また、昨年も招致いたしました^{スリーエックススリー}3×3バスケットボールオリンピック代表チームの事前合宿についても実現できるよう、関係団

体と連携しながら進めてまいります。

5. 活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進

続いて、四つ目の視点「活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進」についてご説明いたします。

市民一人ひとりが生涯を通して学び続けることのできる学習環境と、市民と行政が一体となってふるさと横手に愛着と誇りを持って磨き合い、未来を拓く人づくりの実現を目指して、次の三項目を重点に取組みを進めてまいります。

(1) 生涯学習と社会教育の振興について

子どもたちの豊かな情操と心身の健全な育成という観点におきましては、学校・家庭・地域が総ぐるみで未来を担う子どもたちの成長を支える環境構築を促進するため、地域と学校を繋ぐコーディネーターの配置を拡大するとともに、地域に根差した横手市版コミュニティスクールについて、小・中学校関係者を対象とした研修会を開催するなど、その導入に向けた具体的な検討を進めてまいります。

生涯学習施設利用登録団体制度につきましては、生涯学習活動等のより一層の推進に資する制度への移行を目的に、公共施設の使用

料及びその減免基準の見直しと並行し、検討を重ねてまいりました。今後は、より活動の輪を広げ、生涯学習活動の推進はもちろんのこと、まちづくり活動とも連携し、地域の元気創出の一翼を担っていただけるような団体を一定の基準に基づき、「生涯学習活動推進団体」として登録いたします。従いまして、現制度は令和2年8月末をもって廃止のうえ、9月以降は新しい制度に基づく運用を図り、対象となる公共施設の使用料減免などを通じて、その活動を支援してまいります。

毎年8月15日に開催しております成人式につきましては、本年も新成人による実行委員会を立ち上げ、企画運営する予定としております。なお、成年年齢を18歳に引き下げることとする民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴い、当該年度以降の成人式の在り方について、対象者の意向を把握するとともに関係団体とも協議のうえ、令和2年度末までにはその方向性を定めたいと考えております。

（２）芸術文化の振興について

市民の皆様が芸術文化に触れ、親しむ環境を創出するため、市民による芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、芸術鑑賞会などを引き続き開催いたします。なお、本年が市制施行15周年にあた

ることが考慮され、NHKの公開派遣番組の会場に横手市民会館が採択されました。4月26日に「ベストオブクラシック」の番組収録が行われますので、多くの市民の皆様に、プロのアーティストによる生のクラシック演奏の魅力に触れながら、楽しいひと時を過ごしていただきたいと考えております。

(3) 図書館の充実について

市民の豊かな教養と文化の向上に資することができるよう、多様なニーズに応え一人ひとりの成長を応援するために、次の事項に取り組んでまいります。

①新築移転が計画されている横手図書館の方向性について

現在、横手駅東口第二地区市街地再開発事業において、図書館機能の整備が計画されております。

新しく整備する図書館につきましては、複合施設の中に設置するというメリットを活かして、図書館機能と公益施設内の他の機能とを融合させることで、図書館機能をより一層高め、魅力的な図書館を目指してまいりたいと考えております。

また、令和元年度は、基本設計に関する検討を重ねてまいりましたが、施設の整備にあたっては、「幅広い年代の市民の皆様が気軽

に集い、繋がりが生まれる図書館」、「横手を発見できる図書館」、「市民の皆様の成長を応援する図書館」をコンセプトに、誰もが気軽に立ち寄ることができ、心地よく過ごせる居場所づくりを念頭に置きながら作業を進めております。

令和2年度に行われる実施設計に合わせ、より具体的な協議を進めてまいります。

②図書館サービスのさらなる充実について

第2次横手市子ども読書活動推進計画の2年目となる令和2年度におきましては、学校図書館と市立図書館との合同研修会や団体貸出、読書支援図書配本の実施し、事業連携や情報共有の充実を図るとともに、横手市の中学生が中学生のために選んだ「おすすめの本100選 Ver. 2」や、横手市立図書館員が選んだおすすめの100冊「ヨコワン」の有効活用を進めてまいります。

6. 横手の伝統文化の継承と再発見

続いて、五つ目の視点「横手の伝統文化の継承と再発見」についてご説明いたします。

地域の文化的資産につきましては、昨年4月から施行された改正文化財保護法において、その価値を尊重した保存と継承を行いなが

らも、産業・観光などと一体化した活用を通じて、地域づくりや観光振興に役立てていくこととなりました。このことを踏まえ、地域の歴史的な資産の把握と調査を行い、周知と保存活用を進めて、郷土への愛着と誇りを持てる心を育ててまいります。そのために、次の二項目を重点に取組みを進めてまいります。

（１）文化的資産の保護と活用について

市内の文化的資産につきましては、保存・継承、活用に向けて市の関係部署と密接に連携し、「横手市歴史的風致維持向上計画」に位置付けられた事業の実施や、改正文化財保護法により歴史文化基本構想から制度移行する「横手市文化財保存活用地域計画」の策定に取り組んでまいります。

雄物川郷土資料館と後三年合戦金沢資料館の２館では、今後も特別展を開催してまいります。とりわけ雄物川郷土資料館では、雄物川町造山地区周辺の発掘調査により確認された遺構や遺物から考える「幻の雄勝城展（仮称）」などを計画しております。

（２）埋蔵文化財発掘調査事業について

後三年合戦関連遺跡の調査は、今年度、金澤八幡宮の東側に伸びる尾根の発掘調査を実施しました。その結果、土塁や空堀^{からぼり}など、中世の大規模な城跡^{しろあと}が確認され、これまでの調査と合わせ、小野寺氏

に関わる城の様相が明らかになりました。

金沢柵かねざわのさくにつきましては、金沢公園の西麓部せいりくぶで柵跡の一部と考えられる地形が確認されたことから、来年度以降、このエリアの調査を重点的に行ってまいります。文化庁をはじめ、後三年合戦関連遺跡整備指導委員会や検討会から指導を仰ぎながら、金沢柵特定のための発掘調査を継続してまいります。

また、来年度は、平鹿地域で、県営ほ場整備事業に伴う2遺跡の発掘調査を予定しており、各種事業と調和を図りながら、埋蔵文化財の保存と活用に取り組んでまいります。

7. おわりに

以上、令和2年度における教育行政の主要施策につきましてご説明を申し上げます。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。教育行政方針といたします。